

はじめに

5 この報告書は、社団法人滋賀県造林公社(以下「滋賀県公社」という。)および財団法人びわ湖造林公社(以下「びわ湖公社」という。)の債務問題について、これまでの政策および造林公社の運営等について検証し、造林公社の経営の健全化等に資するため、滋賀県が設置した、造林公社問題検証委員会の報告書である。

10 滋賀県では、戦後の木材不足の解消と琵琶湖の水源かん養などを目的として造林事業を進められたが、その中で両公社は、昭和40年度から平成元年度までに合計約2万ヘクタールの造林を進めてきた。当初の計画では、経費を借入金でまかない、伐採収益で返済する計画であった。しかし、事業費が大幅に増加した一方、木材価格の大幅な下落により予定していた収益が見込めなくなり、借入金を返済するためにさらに借
15 り入れを繰り返したことから、両公社の債務残高(借金)は1,000億円を超え、全国36都道府県の40林業公社の債務合計である約1兆円の約1割を占めるほど大きな債務を抱えることになった。

両公社では、この債務問題の解決をめざし、債務の圧縮に向けて債権者との協議等
20 に取り組んだが、平成19年11月には裁判所の仲介で債権者と債務の返済方法について話し合う「特定調停」を申し立て、伐採収益で返済できない分について、債権者である農林漁業金融公庫、滋賀県および下流8団体に債務の減免を要請するに至った。

しかし、うち最大の借入先である旧農林漁業金融公庫の債務について、債務圧縮に
25 応じてもらうことができず、県が結んでいた損失補償契約により県が一括請求を受ける立場になったことから、平成20年(2008年)9月臨時県議会における補正予算の議決を得て、県が両公社の債務を免責的に引き受け、42年間に分割して今後の発生利息を含め約690億円を支払うこととなった。なお、特定調停は現在も継続中であり、滋賀県や下流団体の債務の扱いは決まっていない。

30

本委員会は、この免責的債務引受により県が長期間にわたる債務を負うことになったことを契機に、平成20年(2008年)9月臨時県議会において、「過去の両公社に関する国や県の政策について検証を行う第三者機関の設置」について附帯決議がされたこと

も踏まえ、このような県政の重要な課題となっている造林公社問題について、経営悪化に至った要因を明らかにし、県民、県議会への説明責任を果たすとともに、公社の抜本的改革につなげるために設置されたものである。

5 本委員会では、平成20年(2008年)12月の第1回会議で決定した「検証の進め方」に基づき、社会経済情勢、国および国関係機関の政策の状況、滋賀県の政策の状況、両公社の事業運営の状況、両公社の経営改善の取組の状況という観点から検証を進めることとし、8回にわたって、主要な事実経過に関する事務局説明、会議での議論・検討、これに基づく補足説明、現地調査、関係者からの意見聞き取りや資料調査などを行
10 行い、第三者機関としての公平・公正な立場から議論・検討を進めてきたが、今回その結果を報告書としてまとめたものである。

また、委員会では、中間まとめの機会に、検証の参考とするため、一般から書面での意見募集と、傍聴者からの意見の聞き取りを行った。この問題の重要性に改めて気づ
15 いたとする意見、それぞれの関係者の責任についての厳しい意見、さらに今後に向けて公社営林の管理・活用のあり方や、滋賀県の森林政策のあり方まで、多くの意見が寄せられ、検証委員会の責任の重さを改めて認識するとともに、こうした思い、関心に応え
るべく努力したつもりである。

20 この報告を踏まえて、両公社および県が、過去の反省にたって抜本的な改革を着実に進めること、また、関係者がそれぞれその責任に応じた解決策にそれぞれ取り組むことを強く望むものである。

25 平成21年(2009年) 月

造林公社問題検証委員会

30 委員長 真 山 達 志